

鯖江市農業委員会 第 6 回 総 会 議 事 録

- 1 日 時 令和 8 年 6 月 2 6 日 (金)
午後 1 時 3 0 分開会
午後 2 時 4 0 分閉会
- 2 場 所 鯖江市役所 4 階 全員協議会室
- 3 議 事
(1) 議案第 2 4 号 鯖江市農業振興計画変更 (案) の意見審議について
(2) 議案第 2 5 号 第 88 回鯖江市農業振興地域整備計画の意見審議について
(3) 議案第 2 6 号 農地法第 3 条の許可申請審議について
(4) 議案第 2 7 号 農地法第 5 条の許可申請審議について
(5) 議案第 2 8 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の意見審議について
(6) 議案第 2 9 号 地域計画変更 (案) の意見審議について
- 4 報 告 事 項
(1) 報告第 2 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
(2) 報告第 2 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
(3) 報告第 2 3 号 非農地証明の発行について
(4) 報告第 2 4 号 農業用施設に供するための農地転用届について
- 5 議 長 福島会長
- 6 署名委員 1 4 番 牧野 善隆 委員
3 番 笠嶋 伊三男 委員
- 7 事 務 局 峰田事務局長、中尾事務局次長、
真柄書記、山本書記、堂満書記

午後 1 時 3 0 分 開会
事務局 | それでは開会にあたり、欠席委員の報告をします。

事務局	(欠席委員の報告)
事務局	つづきまして、福島会長からご挨拶をお願いします。 引き続き、議事進行を、よろしくお願いいたします。
福島会長 ※以下議長	議長就任挨拶
議長	ただいまから6月の農業委員会総会を開会いたします。 本日の議題につきましては、お手元の資料のとおりです。 まず、議事録署名委員の選任をお願いしたいと思いますが、私のほうから指名してよろしいかお諮りいたします。
委員一同	異議なし
議長	では、14番 牧野善隆委員、3番 笠嶋伊三男委員に お願いします。
議長	次に、各部会から6月部会の報告をお願いします。 まず始めに、農政部会の報告を、農政部会長からお願いいたします。
6番 前田委員	(農政部会の報告)
議長	次に、農地調整部会の報告を、農地調整部会長から お願いします。
17番 岡井委員	(農地調整部会の報告)
議長	ありがとうございました。 それでは次に議事に入ります。 まず始めに、「議案第24号 鯖江市農業振興計画変更

（案）の意見審議について」事務局から説明をお願いします。

事務局

（議案第２４号について説明）

議長

農地調整部会の意見を、農地調整部会長より願います。

１７番
岡井委員

（議案第２４号について農地調整部会の報告）

議長

ただいま、事務局ならびに農地調整部会長の説明がありましたが、皆様のご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

議長

ご意見ございませんか。
無いようですので、「議案第２４号 鯖江市農業振興計画変更（案）の意見審議について」は農地調整部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。賛成の方は挙手願います。

委員一同

挙手

議長

全員賛成と認め、「議案第２４号 鯖江市農業振興計画変更（案）の意見審議について」は原案のとおり可決決定されました。

次に、「議案第２５号 第８８回鯖江市農業振興地域整備計画の意見審議について」事務局から説明をお願いします。

事務局

（議案第２５号について説明）

議長

農地調整部会の意見を、農地調整部会長より願います。

１７番
岡井委員

（議案第２５号について農地調整部会の報告）

議長 ただいま、事務局ならびに農地調整部会長の説明がありました。皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

議長 ご意見ございませんか。
無いようですので「議案第25号 第88回鯖江市農業振興地域整備計画の意見審議について」農地調整部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。賛成の方は挙手願います。

委員一同 挙 手

議長 全員賛成と認め、「議案第25号 第88回鯖江市農業振興地域整備計画の意見審議について」は原案のとおり可決決定されました。

次に、「議案第26号 農地法第3条の許可申請審議について」上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局 （議案第26号について説明）

議長 農地調整部会の意見を、農地調整部会長より願います。
。

17番
岡井委員 （議案第26号について農地調整部会の報告）

議長 ただいま、事務局ならびに農地調整部会長の説明がありました。皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

議長 ご意見ございませんか。無いようですので「議案第26号 農地法第3条の許可申請審議について」は、農地調整部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。

賛成の方は挙手願います。

委員一同

挙手

議長

全員賛成と認め、「議案第26号 農地法第3条の許可申請審議について」は原案のとおり可決決定されました。よって、許可といたします。

次に「議案第27号 農地法第5条の許可申請審議について」上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局

（議案第27号について説明）

議長

農地調整部会の意見を、農地調整部会長より願います。

17番
岡井委員

（議案第27号について農地調整部会の報告）

議長

ただいま、事務局ならびに農地調整部会長の説明がありました。皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

5番
佐々木委員

申請番号7番の案件について、商業用地としての転用で、地元同意を得られているのか。

事務局

申請者より、同意を得ているとのことで聞いている。現在は、商業用地の造成ということで、申請者に確認し、今後計画変更がないものとして申請を受理している。将来、経済情勢等によりやむを得ず計画変更となった場合には、事業計画変更申請を提出いただいて、再度農業委員会に議案提出し、許可をいただくことになる。当然、地元の同意をとってから議案を受付するということになる。

5番

佐々木委員

地元には商業用地としての了解を得られているのか。また計画が決まったら、地元を確認をとるといった条件付きでの許可はどうか。

事務局

今回の申請については、実質宅地造成と変わらない内容で、土地造成のみ転用するということである。将来的に商業用施設として利用をする計画で土地造成を行うと農地ではなくなる。その為、後に建築物について地元同意を得ることを条件とすることは、難しいと考えられる。

5 番
佐々木委員

計画ができてから地元で了解を得ることを条件にしたかどうか。何もなしで許可を出すのは、その後問題になり得る。計画ができた段階で、地元説明をしてもらう条件をつけるべき。計画なしで許可したといわれるのは、農業委員に迷惑がかかる。

事務局

農地法上は、農地でなくなると、条件を付けることはできない。口頭での説明にはなるかと思うが、計画決定後、地元同意を得るように伝えることはできる。

10 番
山岸委員

譲渡人は、相続した土地について、譲受人に任せるといような形でまとめているように思う。今後の開発については、これから考えるという形ではないか。

議長

書面にて条件をつけるというのは難しいのか。

事務局

難しいと思われる。事務局としても、何が建つのかを明らかにした上で、転用申請は受け付けられるべきと思っているが、申請地については用途地域になっており、土地造成のみをすることが可能となっている。県の中山間農業畜産課にも、実現可能性といったところで、事業者の方に書類を追加で出してもらうことは可能かということで、確認をしたが、用途地域でもあるため、現状では事業者の方に過重な負担をかけさせることにもなるの

でできないということになり、市としても倣った対応をすることになった。

議長

建築確認の段階で、建築計画を止めることは可能か。

事務局

建築基準法の許可になるため、農地法の範囲ではなくなる。

9 番
浅野委員

用途指定が第一種住居なのは間違いないのか。

事務局

間違いない。

11 番
河野委員

第一種住居の用途指定が入っているため、何でも建てられるわけではないのでは。

事務局

都市計画法の中で、用途区分が定められており、基本的には、住居建築、また小規模な商業施設等については、都市計画法の範囲内で建てるのが可能となっている。つまり、第一種住居の用途指定から逸脱するものについては建てるができない地域となっている。事務局としても、閑静な住居環境を壊すような建物は建てないと考えている。

5 番
佐々木委員

私が申したのは、計画が出来上がっていない段階での地元の了解であるから、計画が出来たら必ず地元の説明をしてくださいという文言を付けて許可するのはだめなのかという話である。

3 番
笠嶋委員

今回はあくまでも農地を造成する、農地を転用するという許可でよろしいか。それ以降については、別の許可がいるということかと。

議長

そうである。

7 番
鷺田委員

造成にあたっての地元の同意を得ていることが有効かどうかが問題かと。

3 番
笠嶋委員

議案に上がってきている以上、区長さん等の押印はあると思われる。

9 番
浅野委員

逆に、農業委員会として、地元の方へしっかりしてくださいと言えるかどうか。

5 番
佐々木委員

しかし、これを受けてしまうと、今後計画なしで申請が出てきてしまうのではないかと。

9 番
浅野委員

計画がなくても、許可できる、農地の造成は可能という事務局の説明があったのでは。

7 番
鷺田委員

地元同意、押印を取る際に、リスク説明をされているのかなという心配がある。

10 番
山岸委員

押印時の地元の同意については、限られた範囲のなかで承認をしてしまっている状況かと思われる。ただ、これを許可しないというわけにもいかないのでは。条件を付けられないということであればどうしようもない。書類関係は整っているのであれば、こちらで否決はできない。

事務局

この場所が用途地域内であることから、農地法上分譲地として埋め立てのみの農地転用について問題はない。建物については、都市計画法や建築基準法に基づいた建

物を建てることになる。事務局として、農地法上では、条件を付して許可を出すのは基本的に難しいと考えている。口頭で、建物を建てる際には、地元に必要な説明をするように伝えることになる。農地法上の条件を付して許可を出すことができるのか、また、行政として条件をつけることができるのかを確認した上で、可能なら書面で出す形をとりたいと考える。しかし、基本的には口頭で伝えることになると思われる。

5 番
佐々木委員

地元には、農業委員会が心配していた旨を説明し、計画ができたなら地元の説明してもらうよう伝えてもらうといいのでは。

事務局

農業委員会の意見として伝える。

議長

ご意見ございませんか。無いようですので「議案第 27 号 農地法第 5 条の許可申請審議について」は、農地調整部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。

賛成の方は挙手願います。

委員一同

挙 手

議長

全員賛成と認め、「議案第 27 号 農地法第 5 条の許可申請審議について」は原案のとおり可決決定されました。よって、許可といたします。

次に「議案第 28 号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について」事務局から説明を願います。

事務局

（議案第 28 号について説明）

議長

農政部会の意見を、農政部会長より願います。

6 番
前田委員

（議案第 28 号について農政部会の報告）

議長

ただいま、事務局ならびに農政部会長の説明がありましたが、皆様のご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

議長

ご意見ございませんか。無いようですので「議案第 28 号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について」は農政部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。

賛成の方は挙手願います。

委員一同

挙 手

議長

全員賛成と認め、「議案第 28 号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について」は原案のとおり可決決定されました。

次に、「議案第 29 号 地域計画変更（案）の意見審議について」事務局から説明を願います。

事務局

（議案第 29 号について説明）

議長

農政部会の意見を、農政部会長より願います。

6 番
前田委員

（議案第 29 号について農政部会の報告）

議長

ただいま、事務局ならびに農政部会長の説明がありましたが、皆様のご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

議長

ご意見ございませんか。無いようですので「議案第 29 号 地域計画変更（案）の意見審議について」は農政部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたし

ます。

賛成の方は挙手願います。

委員一同

挙 手

議長

全員賛成と認め、「議案第29号 地域計画変更（案）の意見審議について」は原案のとおり可決決定されました。

次に、報告事項について事務局から説明をお願いします。

事務局

（報告第21～24号について説明）

議長

最後に事務局から連絡事項をお願いします。

事務局

（連絡事項）

議長

それでは、本日の日程はこれですべて終了いたしました。お疲れ様でした。

午後2時40分閉会